

重要事項説明書



あいあーる合同会社
あいあーる訪問看護ステーション

〒784-0004

高知県安芸市本町2丁目4番9号

TEL:0887-37-9825 / FAX:0887-37-9832

Email:info@aiaru.jp

1. あいあーる訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あいあーる訪問看護ステーション
所在地	安芸市本町2丁目4番9号
サービス種類 事業者指定番号	訪問看護 高知県 第3960390064
管理者・連絡先	尾崎 裕美 TEL 0887-37-9825
サービス提供地域	安芸市、香南市、安田町、田野町、奈半利町、芸西村、北川村、馬路村 (通常の実施地域以外のエリアでもご相談ください)

名称・法人種別	あいあーる合同会社
代表者氏名	小松 博文
当事業所所在地	安芸市本町2丁目4番9号
電話 / FAX	0887-37-9825 / 0887-37-9832
業務の概要	利用者の居宅での療養上の世話、指導、診療の補助サービス
関連事業	あいあーる訪問看護ステーション

(2) サービス提供時間

月曜日～金曜日	午前8時45分から午後5時15分まで (土、日、祝日、12月30日から1月3日は縮小営業) <u>但し緊急時の対応は可能です</u>)
---------	--

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1名	-	1名
看護師	5名	2名	7名

理学療法士	1名	-	1名
作業療法士	1名	-	1名
事務員	1名		1名

(4)運営目的

あいあいーる合同会社が設置するあいあいーる訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(5)運営方針

在宅療養生活を送る利用者様とその家族の方々の「生活を重視し、安心と満足・可能性を追求するために、利用者様等の心身の状況等に応じた適切な居宅サービスを提供するとともに、自らが提供する居宅サービスの質の評価を行い、その他の措置を講ずることにより、利用者様等の立場に立ってこれを提供できるよう努める。またその使命を十分確認し、職員の質の向上を図る為、研究、研修の機会を設け、そのための業務体制を整備します。

(6)従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

管理者:看護師1名(常勤職員 / 看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている。指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

看護職員:2.5名以上(常勤換算)

看護師 2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画(介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕)の提供に当たる。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

事務職員:1名以上

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

1 サービス利用料及び利用者様負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者様負担金は、**利用料金の1割で一定の所得がある場合は2割または3割**となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 訪問看護の利用料(基本部分・看護師等の訪問)

所要時間	基本料金	夜間・早朝料金 (25%加算) 夜間:18:00-22:00 早朝:6:00-8:00	深夜料金 (50%加算) 深夜:22:00-6:00
※20分未満	3,140円 (介護予防 3,030円)	3,926円	4,710円
30分未満	4,710円 (介護予防 4,510円)	5,888円	7,066円
30分以上 1時間未満	8,230円 (介護予防 7,940円)	10,288円	12,346円
1時間以上 1時間30分未満	11,280円 (介護予防 10,900円)	14,100円	16,920円

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※算定要件:(20分未満)利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護が計画されていること。

○利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること。

○緊急時訪問は所要時間に応じた単位数を算定(2回目以降から早朝・夜間・深夜加算の算定可)

○訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護利用料

1回あたり 2,940円/回 (※1回あたり20分)

○1日に3回を越えて訪問看護を行う場合、一回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定。

訪問看護(介護予防)を行う場合、一回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定。

○1週間に6回を限度に算定。

(2) 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する

者へのサービス提供加算について

- ① 特別地域加算(厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行なった場合、
所定単位数に 15/100 を乗じた単位数)
- ② 中山間地域等における小規模事業所加算(厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サ
ービス提供を行なった場合、所定単位数に 10/100 を乗じた単位数)
- ③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(厚生労働大臣が定める地域に居住する者に
対し、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行なった場合、所定の単位数に 5/100 を
乗じた単位数)

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

専門管理加算 2,500 円/月

※都道府県知事に加算の届出を提出した指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する。

遠隔死亡診断補助加算 1,500 円/回

※情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

・別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る

口腔連携強化加算 500 円/回

※事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供していること

・利用者の同意を得た上で情報提供を行う

複数名訪問看護加算 30分未満 2,540 円/回 時間 30分以上 4,020 円/回

※算定要件(厚生労働大臣が定める基準)

・利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる等利用者の状況から判断して1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

長時間訪問看護加算 3,000 円/回

※算定要件 特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)が対象。訪問看護の所要時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行う場合

退院時共同指導加算 6,000 円/回

※算定要件

- ・病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中のものに対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行なった場合。
 - ・退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り算定できること。
- (注)医療保険において算定する場合や初回加算を算定する場合は算定できない。

初回加算(Ⅰ) 3,500 円/月

※算定要件

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業者の看護師が初回の指定訪問看護を行なった場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

初回加算(Ⅱ) 3,000 円/月

※算定要件

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行なった場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。(注)退院時共同指導加算を算定する場合は、算定できない。

看護・介護職員連携強化加算 2,500 円/月

※算定要件

喀痰吸引等の事業所として登録を受けた訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等(※)が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。

※たんの吸引等:口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、器官カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて訪問看護を提供した場合。

定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護 29,540 円/月

要介護5の者に訪問看護を行う場合 37,540 円/月

その他のサービスの加算料金(区分支給限度基準額の算定外)

項目	基本料金	内容
※特別管理加算 (1月につき)	特別管理加算 (Ⅰ)5,000 円/月	特別な管理を要する利用者様に、計画的に 管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定する
	特別管理加算 (Ⅱ)2,500 円/月	

緊急時訪問看護加算 (1月につき)	緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)6,000 円/月 緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)5,740 円/月	利用者様の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に 1 回算定する
ターミナルケア加算 (死亡月)	25,000 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上ターミナルケアを行ったときに、死亡月に 1 回算定する
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)60 円/回 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)30 円/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合

※算定要件

特別管理加算(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態であること。

特別管理加算(Ⅱ)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。(注)医療保険において算定する場合は、算定できません。

(3)交通費

通常の実施地域を超えた時点から往路・復路それぞれ 1km につき 50 円を請求いたします。※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を利用する場合は交通費のお支払いは不要です。また、利用者様宅周辺で訪問看護業務に使用する車両の駐車場所の確保が困難な場合は、周辺の有料駐車場を利用し、その実費代金を徴収する(※警察庁からの「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可」のある場合を除く。

(4)キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、前日までに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話):0887-37-9825

当日の訪問キャンセルはキャンセル料として 5,000 円いただきますのでご了承ください。ただし、利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(5) 料金の支払い方法

ご負担金は毎月翌月の中旬に請求いたします。口座引き落としの手続きをさせていただきますので、(毎月 26 日引き落とし)25 日までに通帳にご入金いただくようお願い致します。

※居宅サービス計画を作成しない時等、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料(10割)をいただき、サービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書と領収書を後日安芸市の窓口に出しますと、利用料金と自己負担額との差額の払い戻しを受ける事ができます。

4. 訪問看護サービスの内容

訪問看護は、主治医の指示に基づいて、通院が困難な利用者様の居宅へ、看護師等を派遣して、療養上の世話、指導、診察の補助を行うサービスです。

- (1) 療養上の世話(入浴介助、清拭、食事、排泄の援助、病状の観察、急変時対応など)
- (2) 医師の指示のもとに行う診療の補助(褥瘡の処置、創傷処置、膀胱洗浄、浣腸、摘便、導尿、栄養管理、点滴の管理、在宅酸素療法の管理、中心静脈栄養の管理、呼吸器管理に伴う処置、CAPD管理、人工肛門管理、疼痛管理、医療機器導入時の看護、検査の補助など)
- (3) 寝たきり予防等のリハビリテーション指導訓練施行
- (4) 家族支援・精神的支援(家族関係調整、介護負担軽減など)
- (5) 社会生活拡大の支援
- (6) 他のサービスとの連携、調整

5. 事故等の発生時の報告取扱いと対応

次の1から4に該当する事故等が発生した場合は、事故報告書の記載により安芸市及び利用者様の属する市町村に報告を行い、当該利用者様の家族や、当該利用者様に係る居宅介護支援事業所等に報告を行い必要な措置を講じます。また訪問看護ステーションのサービス提供により、利用者様の生命、体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じるとともに賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償に応じます。

- (1) サービス提供による、利用者様のけが又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生
- (3) 職員の法令違反、不祥事の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生
- (5) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

6. 守秘義務等

- (1) 事業者又は従業員は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する事

項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2)事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3)前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

7.緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8.当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 利用者様相談窓口	電話番号:0887-37-9825
	FAX 番号:0887-37-9832
	責任者:尾崎 裕美
	日時:月曜日～金曜日(午前9時00分～午後16時00分)

②公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

安芸市介護保険係	所在地	安芸市土居 82 番地 1
	電話番号	0887-35-1003
	対応時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	高知市丸ノ内 2 丁目 6-5
	電話番号	088-820-8410
	FAX 番号	088-820-8413
	対応時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分

9.事故発生時の対応

(1)訪問看護ステーションのサービス提供により、利用者様の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適

切な処置を講じます。

(2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。

(3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

10. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止、身体拘束の防止をするために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束に関する担当者を選定しています。

(2) 虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待・身体拘束防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待・身体拘束を防止するための定期的な研修を実施いたします。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者様および緊急やむを得ない場合を除く身体拘束を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修(2回/年)及び訓練(1回/年)を実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時期において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

個人情報の取り扱いについて

当事業所では、利用者さまの個人情報を以下のように取り扱います。下記の内容をご確認いただき、同意の上、ご契約いただきますようお願いいたします。

1 利用目的

- ・ご利用者様に提供するサービス業務等(計画・報告・連絡・相談等)
 - ・本事業の請求業務等
 - ・本事業所会計・経理等の報告
 - ・事故等の報告・連絡・相談
 - ・サービスの質向上等(ケア会議、研修等)
 - ・その他、ご利用者様に係る管理・運營業務等
 - ・主事の医師の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者様に居宅サービスを提供する他事業所との連携、照会への回答
 - ・家族等介護者への心身の状況説明
 - ・医療保険・介護保険事務の委託
 - ・審査支払機関への請求等、審査支払期間又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
 - ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
 - ・学会での発表
- (原則、匿名化、匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

2 利用期間

サービスの提供を受けている期間

3 使用条件

- ・個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払います。
- ・個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録(AI ボイスレコーダーによる文字起こし)します。ボイスレコーダーについては文字起こし後、速やかに破棄いたします。

4 相談窓口

あいあーる訪問看護ステーション

住所:高知県安芸市本町2丁目4番9号

電話:0887-37-9825

担当:尾崎 裕美

【説明確認欄】

当事業者は、訪問看護のサービスの提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が電子署名の上、各自1通を保有するものとします。

(事業者) あいあーる合同会社

(所在地) 高知県安芸市本町2丁目4番9号

(名称) あいあーる訪問看護ステーション

(管理者) 尾崎 裕美

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの契約に同意しました。

(利用者)

2025年 月 日

住所

氏名

(署名代行者)

2025年 月 日

住所

氏名 (続柄)

(家族等)

2025年 月 日

住所

氏名 (続柄)

自己負担となるご利用時の料金

介護保険対象外の運営規定に定められたその他の費用(税込)	
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、通常の実施地域を超えてからの実費を徴収します。通常の実施地域を超えてから片道概ね 1km につき 50 円を徴収いたします。
キャンセル料	利用日前日まで無料。利用日の当日から利用者負担にて 5,000 円を徴収いたします。キャンセルの際には速やかにご連絡をお願いいたします。但し、お客様の容態急変などやむを得ない場合は不要です。
エンゼルケア	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000 円となります。

医療保険対象外の自費サービスご利用料金(税込)				
交通費	平日・休日	5km 以内	訪問毎	400 円
		5km 以上		700 円
基本訪問料金(30 分まで)			訪問毎	5,000 円
基本訪問料金(60 分まで)			訪問毎	9,000 円
営業時間外(土・日・祝日・定休日)は基本料金に加算			訪問毎	4,000 円
延長料金	1 時間 30 分を超えたサービスを提供した場合		30 分毎	4,000 円
時間外	(6:00~22:00) (17:30~22:00)		30 分毎	1,600 円
時間外	(22:00~6:00)		30 分毎	2,400 円
エンゼルケア	亡くなられた後のお清め量と処置材料費			20,000 円
キャンセル料	サービス利用日当日		訪問毎	5,000 円
但し、お客様の容態急変などやむを得ない場合は不要です。				

訪問にかかる交通費	
無料地域	安芸市／香南市／安田町／田野町／奈半利町／芸西村／北川村／馬路村
上記以外の地域	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、通常の実施地域を超えてからの実費を徴収します。通常の実施地域を超えてから片道概ね 1km につき 50 円を徴収いたします。

駐車場ご利用料金
お客様宅周辺で訪問看護業務に使用する車両の駐車場所の確保が困難な場合は、周辺の有料駐車場を利用し、その実質代金を徴収する。但し、警察庁からの「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可」のある場合を除く。